

令和 7 年度輸出先国規制対応支援事業に係る公募要領

第 1 総則

農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち輸出先国規制対応支援事業に係る公募の実施については、この要領に定めるものとします。

第 2 趣旨

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和 2 年12月15日付け農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、輸出の障害の克服に向けた体制整備の効果的な推進を図る必要があります。

このため、輸出の阻害要因となっている輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）の規制等の課題の解決に向けた民間団体等の取組に対し支援を行います。

第 3 事業内容

本事業では、以下の 4 及び 5 の取組を支援します。

4 及び 5 のうち、いずれか一つの事業にのみ応募することも可能です。また、複数の事業に応募する場合には、それぞれの事業ごとに応募してください。

1 国際的に通用する認証等の新規取得支援

輸出拡大に繋がる、食品安全等に係る国際的に通用する認証（ISO22000、FSSC22000 等）、輸出先国の政府、小売業者等が求める認証（ハラール認証等）、輸出先国において他国産との差別化が図られる認証（コーシャ認証、環境配慮に係る認証等）等の新規取得に係る取組を行うために必要な経費を支援する。

2 輸出先国の要件に適合する施設の認定支援

（1）輸出先国の要件に適合する施設の認定等支援

輸出先国の法令等に基づき求められる施設の認定等において必要となる認定費用や施設内研修などの経費について支援する。

（2）登録認定機関による施設認定等支援

登録認定機関（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下「輸出促進法」という。）に定める登録認定機関をいう。）において、輸出先国が求める輸入条件に適合する施設の認証又は認定のための審査及び施設認定後に当該施設が輸出先国の求める輸入条件に適合しているかの確認等を行うために必要な経費を支援する。

3 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援

（1）輸出先国の規制への対応などの研修開催支援

輸出先国の政府が求める輸入条件等についての輸出事業者の理解を深め、認定取得の加速化や新たな輸出への取組を促進するため、輸出先国が求める輸入条件に適合する施設としての認定取得や HACCP の導入に必要な一般衛生管理等、輸出先国の規制への対応に関する研修の開催等の取組を支援する。
なお、受講者を対象としたアンケート調査等を行うとともに、受講後の活動についてフォローアップを行うこととする。

（2）施設認定や認証取得に係る専門家による現地指導支援

専門的知見を有する機関において、食品の生産、製造、加工、保管、流通等を行う施設に品質・衛生管理等の専門家を派遣し、輸出先国が求める輸入条件に適合する施設としての認定や輸出に対応する目的で必要な認証等を取得するために必要な一般衛生管理の徹底や HACCP による衛生管理の導入等に係る課題について、改善のための助言や技術的指導を行うために必要な経費を支援する。

4 査察や合同輸出検査等に係る輸出先国検査官の招へい支援

輸出先国の検査官を招へいして行う、青果物の生産園地、選果こん包施設、食肉処理施設等の査察・確認、輸出先国の検査官と我が国の検査官との合同輸出検査に必要な経費を支援する。

5 輸出先国が求める条件に応じた検査等の支援

(1) 輸出先国の規制導入、改正等への対応支援

輸出先国の法令等において令和7年度から過去3年以内に導入・改正された又は今後3年以内に導入・改正される農畜林水産物、食品及び食品接触材等に対する規制について、必要な経費を支援する。

(2) 輸出先国の法令に基づく検査支援

輸出先国の法令等において、輸出する農林水産物・食品中の残留農薬等について輸出前に検査を実施すること又は輸出前に検査を実施することで輸出先国が実施する検査が省略されることが規定されている場合、当該検査に係る分析費用を支援する。

(3) 輸出先国が求める食品接触材の適合宣言書の作成支援

欧州連合（以下「EU」という。）、英国、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン等において求められる輸出する食品接触材の EU 規則に基づく適合宣言書類の作成等を行うために必要な経費を支援する。

第4 応募団体の要件

1 本事業に応募することができる団体は、次に掲げる者とする。

(1) 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、食品事業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業共同組合又は独立行政法人

(2) 法人格を有しない団体であって事業実施計画調整者が特に必要と認めるもの。

2 応募団体は次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。

(2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えているものであること。

(3) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

(4) 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。

(5) 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその

者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

（6）G F P コミュニティサイト（<https://www.gfp1.maff.go.jp/entry>）に登録していること。

（7）本事業実施期間中に、輸出先国規制対応支援事業実施要領別記様式2の事業実施計画における環境負荷低減の取組を行う意向があること。

第5 補助対象経費の範囲

補助対象となる経費の範囲は、本事業に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもののみとし、4及び5の以下の経費が該当します。各経費の内容等については、別表に掲げるとおりとします。

1 国際的に通用する認証等の新規取得支援

役務費、印刷製本費、消耗品費、旅費、人件費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、委託費、通信運搬費等

2 輸出先国の要件に適合する施設の認定支援

（1）輸出先国の要件に適合する施設の認定等支援

役務費、消耗品費、旅費、人件費、謝金、賃金、委託費、専門家手当、審査員手当、通信運搬費等

（2）登録認定機関による施設認定等支援

役務費、消耗品費、旅費、人件費、謝金、賃金、委託費、専門家手当、審査員手当、通信運搬費等

3 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援

（1）輸出先国の規制への対応などの研修開催支援

役務費、消耗品費、旅費、人件費、賃金、委託費、講師手当等

（2）施設認定や認証取得に係る専門家による現地指導支援

役務費、消耗品費、旅費、人件費、謝金、賃金、委託費、専門家手当、審査員手当、通信運搬費等

4 査察や合同輸出検査等に係る輸出先国検査官の招へい支援

役務費、印刷製本費、消耗品費、旅費、人件費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、委託費、審査員手当、通信運搬費等

5 輸出先国が求める条件に応じた検査等の支援

（1）輸出先国の規制導入、改正等への対応支援

役務費、消耗品費、旅費、人件費、謝金、賃金、委託費、専門家手当、審査員手当、通信運搬費等

（2）輸出先国の法令に基づく検査支援

役務費、消耗品費、旅費、人件費、謝金、賃金、委託費、専門家手当、審査員手当、通信運搬費等

（3）輸出先国が求める食品接触材の適合宣言書の作成支援

役務費、消耗品費、旅費、人件費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、委託費、検査費、通信運搬費等

応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致しません。

また、所要額に補助事業に要する人件費（補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当）を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定してください。

なお、所要額については、千円単位で計上することとします。

第6 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- 1 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- 2 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- 3 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 4 補助金の交付決定前に発生した経費
- 5 1件（個）当たりの購入価格が5万円以上の物品の取得に要する経費及び1件（個）当たりの購入価格が5万円未満の物品のうちパソコン、デジタルカメラ等事業終了後も利用可能な汎用性の高いものの取得に要する経費
- 6 飲食費（ただし、開催する会議における茶、コーヒー等簡素な茶菓に係る経費を除く。）
- 7 査証若しくはパスポートの取得又は傷害保険等任意保険の加入に要する経費
- 8 食材の輸送に係る関税等公租公課に要する経費
- 9 宿泊施設（ホテル）の付加サービス（ミニバー、ランドリー、電話、インターネット等）の利用に要する経費
- 10 粗品やノベルティグッズの購入経費
- 11 補助事業者の他の事業と区分できない経費
- 12 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第7 補助金額及び補助率

補助対象となる事業費は、第3の4及び5を合わせて21,906千円の範囲内で事業の実施に必要となる経費を助成します。事業ごとの補助率については次の4及び5のとおりとします。

- 1 国際的に通用する認証等の新規取得支援
2分の1以内
- 2 輸出先国の要件に適合する施設の認定支援
 - (1) 輸出先国の要件に適合する施設の認定等支援
2分の1以内
 - (2) 登録認定機関による施設認定等支援
2分の1以内
- 3 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援

- (1) 輸出先国の規制への対応などの研修開催支援
定額
 - (2) 施設認定や認証取得に係る専門家による現地指導支援
2分の1以内
- 4 査察や合同輸出検査等に係る輸出先国検査官の招へい
 - ① 農産物等を輸出する都度、検査官を招へいする必要がある場合：定額
 - ② その他の場合：2分の1以内
- 5 輸出先国が求める条件に応じた検査等
 - (1) 輸出先国の規制導入、改正等への対応支援
2分の1以内
 - (2) 輸出先国の法令に基づく検査支援
2分の1以内
 - (3) 輸出先国が求める食品接触材の適合宣言書の作成支援
2分の1以内

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあるほか、補助事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となるときがあるので留意してください（第13の5を参照）。

第8 補助事業の実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和8年3月31日までとします。

第9 申請書類の作成及び提出

1 申請書類の作成

提出すべき申請書類（以下「課題提案書等」という。）は、次のとおりとします。

(1) 事業に係る課題提案書（別紙様式1）

提案の内容は、第2の趣旨、第3の4及び5の事業内容及び第5の4及び5の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、次の書類を添付してください。

- ① 応募者に関する事項（別紙様式2）
- ② 取組内容に関する事項（別紙様式3）
- ③ 経費内訳書（補助事業等を実施するために必要な全ての経費の額（消費税等を含む。）を記載した内訳書）（別紙様式4）

(2) 応募者の概要（団体概要等）が分かる資料

- ① 応募者が民間企業である場合にあつては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書並びに必要な応じ財務状況に関する資料
- ② 応募者が民間企業以外の者である場合にあつては、直前3か年分の決算（事業）報告書並びに必要な応じ財務状況に関する資料
- ③ 応募者が法人格を有しない団体である場合にあつては、当該団体の概要（別紙様式5）

また、団体等の概要が分かる資料としてパンフレット等があれば併せて提出してください。

ただし、①又は②に掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料を提出してください。法人格を有しない団体である場合でも、直前3か年分の決算（事業）報告書、必要に応じ財務状況に関する資料等があれば提出をしてください。

(3) 優先採択に係る基準を満たしているか分かる資料

① 輸出促進法第37条第1項の規定に基づく輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づく計画の認定を受けている場合には、当該計画の認定通知の写し（第3の1、第3の2の（1）、第3の4及び第3の5に限る。）。

② フラグシップ輸出産地として認定されている場合には、認定証の写し（第3の1に限る。）。

2 課題提案書等の提出期限及び提出先

課題提案書等の提出期限及び提出先については、公示のとおりです。

3 課題提案書等の提出に当たっての注意事項

(1) 課題提案書等は、様式に沿って作成してください。

(2) 提出した課題提案書等は、変更することができません。

(3) 課題提案書等に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。

(4) 要件を有しない者が提出した課題提案書等は、無効とします。

(5) 課題提案書等の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。

(6) 課題提案書等の提出は、電子メール（メールアドレス：kiseitaisaku_hojyo/atmark/maff.go.jp）により申請することとします。メールの件名を「令和7年度輸出先国規制対応支援事業に係る申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者名」を必ず記載の上、送付してください。また、メール受信トラブル防止のため、メール送信後は速やかにメール到着の有無を（9）の提出先に電話で確認してください。なお、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7MB以下とするとともに、複数のメールとなる場合は、件名の「応募者名」を「応募者名・その○／△（○は連番、△は送付するメール数）」としてください。

(7) 提出後の課題提案書等については、採択、不採択にかかわらず返却しませんので、御了承ください。

(8) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しません。

(9) 本事業に関する問合せ先、提出先及び事業担当課は、次のとおりです。なお、問合せの受付時間は月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く。）の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

農林水産省輸出・国際局規制対策グループ

電話番号：（第3の1、4、5の事業）03-3501-4079

（第3の2、3の事業）03-6744-1778

メールアドレス：kiseitaisaku_hojyo/atmark/maff.go.jp

（メール送信の際は、/atmark/を@に置き換えてください。）

第10 補助金交付候補者の選定

提出された申請書類については、次の1から4までに掲げるとおり、事業担当課等において書類確認、事前整理、課題提案会等を行った後、輸出・国際局長が

別に定めるところにより設置する選定審査委員会において、審査の基準等に基づき審査を行い、補助事業者となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとします。

1 審査の手順

審査は、以下の手順により実施します。

（１）書類確認

提出された申請書類について、応募要件及び申請書類の内容を確認し、必要に応じて問い合わせをいたします。

なお、要領に基づく応募の要件を満たしていない申請書類は、以降の審査の対象から除外されます。

（２）事前整理

事業担当課において、提出された申請書類の事前整理を行います。また、必要に応じ、課題提案会を行う場合があります（課題提案会は、非公開といたします。また、特段の事由なく課題提案会に出席されなかった場合には、申請を辞退したものとみなします。旅費は、提案者が負担してください。）。課題提案会には、外部有識者が加わることがあります。

（３）選定審査委員会による審査

事前整理を踏まえ、選定審査委員会において審査を実施し、予算の範囲内において、得点が高い者から順に、補助金交付候補者を選定します。

2 審査の観点

審査は、補助事業者の適格性、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに行政施策等との関連性等を勘案して総合的にを行います。

3 審査の基準

（１）補助事業者の適格性については、次の項目について審査するものとします。

なお、課題提案書の提出から過去３年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）第１７条第１項又は第２項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る補助事業者の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

① 実施体制の適格性

② 知見、専門性、類似・関連事業の実績等

（２）事業内容及び実施方法については、次の項目について審査するものとします。

① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性

② 実施方法の効率性

③ 経費配分の適正性

（３）事業の効果については、次の項目について審査するものとします。

① 期待される成果

② 波及効果

（４）次のいずれかに該当する場合には、審査において考慮します。

① 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和２年１２月１５日付け農林水産省・地域の活力創造本部決定）に定める重点品目の輸出に係る取組である場合（第３の１、第３の２の（１）、第３の４及び第３の５に限る。）

- ② 本事業の実施期間の翌3年後の輸出目標額の合計が1,000万円以上の団体である場合（第3の1に限る。）
- ③ 輸出促進法第37条第1項の規定に基づく輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づく計画の認定を受けた補助事業者である場合（第3の1、第3の2の（1）、第3の4及び第3の5に限る。）
- ④ フラグシップ輸出産地に認定されている民間団体等である場合（第3の1に限る。）
- ⑤ 輸出促進法第17条に基づく適合施設の認定に向けた事業内容である場合（第3の2の（2）及び第3の3に限る。）

4 審査結果の通知

- （1）輸出・国際局長は、選定審査委員会における審査を踏まえ補助金交付候補者を選定し、補助金交付候補者となった応募者に対してはその旨を、それ以外の応募者に対しては補助金交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。
- （2）審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることになります。
- （3）補助金交付候補者については、農林水産省のホームページで公表します。
- （4）選定審査委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。なお、補助金交付候補者の決定に係わる審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第11 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、国の指示に従い速やかに、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3輸国第5108号農林水産事務次官依命通知）及び輸出先国規制対応支援事業実施要領（以下「要綱等」という。）に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書及び事業実施計画書（以下「申請書等」という。）を事業担当課に提出していただきます。申請書等を事業担当課等が審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出します。

なお、申請書等の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

第12 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は補助金交付候補者の選定の決定若しくは補助金の交付決定が取り消されることがあります。

第 13 補助事業者の責務等

補助事業者は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を遵守してください。

1 事業の推進

補助事業者は、要綱等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うこととなります。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 補助事業者は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）に基づき、適正に執行すること。
- (2) 補助事業者は、補助金の経理を、他の事業等と区分し、補助事業者の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該補助事業者の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各補助事業者が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 補助事業者は、補助事業の完了後、要綱等に基づく輸出実績額報告書を提出し、額の確定を請求書により受けた場合には、補助金受領後 1 か月を目処に請求元の事業者への支払いを励行するものとし、支払いが完了した場合には、その旨を交付決定者に報告すること。
- (4) 補助事業者は、金融機関等から借入を行う場合には、事業計画の応募申請に併せて、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）を提出するとともに、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について報告すること。

補助事業者が自己負担分を確保することができず、補助事業を遂行することができないことが明らかな場合には、交付決定者は、適正化法第 10 条による交付決定の取消しを行うことがあること。また、交付決定者は、補助事業者の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあること。

3 取得財産の管理

本事業により取得し、又は効用が増加した設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、補助事業者に帰属します（補助事業者の代表者には、帰属しません。）。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、交付規則に基づき処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、事業終了後であっても善良なる管理者

の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途での使用等はできません。）。

- (2) 処分制限期間においては、取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、補助金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け等を行う場合には、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣が承認した取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

4 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、補助事業者に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守っていただきます。

また、事業の一部を補助事業者から受託する団体にあっても同様に次の条件を守っていただきます。

- (1) 事業成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく事業実施計画調整者に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業実施期間中及び本事業終了後5年間に於いて、補助事業者及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に事業実施計画調整者と協議して承諾を得ること。

補助事業者と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

5 収益状況の報告及び収益納付

事業成果の実用化等に伴い収益が生じた場合には、要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときは、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

6 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、要綱等に基づき必要な報告を行うこととなります。また、農林水産省は、あらかじめ補助事業者にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

事業成果については、広く普及・啓発に努めてください。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表してい

ただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、当該成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等については農林水産省に提出してください。

7 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて、国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について協力をお願いすることがあります。

第14 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）から（３）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

（１）補助事業者自身

（２）１００％同一の資本に属するグループ企業

（３）補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（２）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（３）補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調

達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

第 15 公示への委任等

この公募要領に定めるもののほか、個別の事業の公募に関し必要な事項については、公示のとおりです。公示は、農林水産省内の掲示板及び農林水産省のホームページ（ホーム > 申請・お問い合わせ > 補助事業参加者の公募、URL <https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>）に掲載されます。

また、この公示に併せて、事業担当課は、公募開始等の周知に努めることとします。

別表

費 目	経 費 の 内 容 等
役務費	事業を実施するため必要な翻訳、通訳、設計、分析、試験、加工、機械器具等の各種保守等を行うために必要な経費とします。
印刷製本費	事業を実施するため必要な申請資料、説明資料、パンフレット、アンケート用紙、報告書等の作成・印刷を行うために必要な経費とします。 なお、印刷物（パンフレット等）は、事業実施期間内に使用するものに限り（帰属保存が必要なものはこの限りではありません。）。
消耗品費	事業を実施するため必要な各種事務用品、資材等の消耗資材・用具とします。
旅費	事業を実施するため補助事業者が行う各種活動の実施に必要な国内出張及び海外出張に係る経費（交通費、宿泊費、日当等）とします。 既存の内規等に基づき、出張伺い、報告等を整理し、適正な経理処理を行ってください。内規等がない場合には、同地域における同業種・同規模の企業の運用を参考とし、ルールを策定する等合理的な運用を行ってください。 また、必要最小限の人数で実施し、出張報告には、いつ、誰と、どこで、何をしたか記載したものを提出してください。 なお、航空賃等については、安価なチケットの購入に努めてください。
人件費	事業に直接従事する補助事業者の正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当とします。 人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に従っていただきます。 なお、人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことはできません。

謝金	事業を実施するため必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供等を行った外部専門家等に対する謝礼に必要な経費とします。 内規がある場合は内規に基づいた支払いを行って下さい。内規がない場合は業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な金額であることが説明できる資料を準備し、根拠に基づき単価を設定するものとします。 課題提案書等を提出する際、設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、謝金単価の設定根拠となる資料の添付が必要となります（この設定する謝金単価によって、事業費を算出することとなります）。謝金は源泉徴収（事業者において預かり金処理又は税務署に納付等）を行い、当該処理を示す資料を整理してください。 なお、補助事業者に対しては謝金を支払うことはできません。
賃金	事業を実施するため新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、補助事業者が新たに雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）とします。 単価については、補助事業者の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定してください。 課題提案書等を提出する際、設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、賃金単価の設定根拠となる資料の添付が必要となります（この設定する賃金単価によって、事業費を算出することとなります）。）。。 なお、補助事業者等の賃金支給規則による場合であっても、本業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費については、第6の定めるところに従い、除外して申請する必要があります。 なお、補助事業者に対しては賃金を支払うことはできません。 契約書等により業務の内容を明らかにし、出勤簿、タイムカード等を整備して下さい。また、源泉徴収（補助事業者において預かり金処理又は税務署に納付等）の状況を明らかにした書類を整備してください。
使用料及び賃借料	事業を実施するため必要な会議室等の使用料、備品や自動車等の賃借料の支払いに要する経費、学会参加費用等とします。補助事業者が所有する会議室を使用する場合は、会場借料を支払うことはできません。

委託費	事業を実施する上で特殊な知識等を必要とする場合に、その事業を遂行する能力を有する第三者（専門性の高い外部の事業者等）に事業の一部を委託するために必要な経費とします。
講師手当	事業を実施するため必要な講師手当とは、一般的衛生管理の徹底や HACCP 認定取得のための研修等及び品質・衛生管理の指導を行う専門家の育成をするための講習会等において、講義や指導に直接従事する高度な専門知識を有する講師の手当に要する経費とします。 なお、事業を実施する民間団体等の者でも、講師と同等のスキル（技術士資格等）を有していれば、当該講義や指導に直接従事した実働時間に応じた手当として支払うことができるものとします。 単価については、定められた単価はありませんが、当該民間団体等の賃金支給規則や国の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する必要があります。
専門家手当	事業の実施に必要な専門家手当とは、食品製造・流通施設等の指導における、課題把握及びその改善のための技術的指導や助言に直接従事する高度な専門技術を有する専門家の手当に要する経費とします。 なお、事業を実施する民間団体等の者でも、講師と同等のスキル（技術士資格等）を有していれば、当該指導や助言に直接従事した実働時間に応じた手当として支払うことができるものとします。 単価については、定められた単価はありませんが、当該民間団体等の賃金支給規則や国の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する必要があります。 なお、当該民間団体の賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金、その他各種手当）については、補助対象外とします。
審査員手当	輸出先国が求める施設の認定に係る審査や施設認定後の調査に直接従事する高度な専門技術を有する審査員の手当に要する経費とします。 なお、事業を実施する民間団体の者でも、審査員と同等のスキル（技術士資格等）を有していれば、当該指導や助言に直接従事した実働時間に応じた手当として支払うことができるものとします。 単価については、定められた単価はありませんが、当該民間団体等の賃金支給規則や国の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する必要があります。

	なお、当該民間団体の賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金、その他各種手当）については、補助対象外とします。
検査費	事業を実施するため必要な検査に要する経費とします。
通信運搬費	事業を実施するため必要な郵便料、電話料、データ通信料、資料等の運搬費等とします。
その他	輸出先国の各種基準の取得に係る経費、文献・資料等購入費、送金手数料等の雑費など他の費目に該当しない経費で、事業を実施するために必要なものとします。